

## 広島市市民農園使用許可申請書(農園用)

新規 ・ 更新 ・ 変更

申請年月日 令和 年 月 日

(公財)広島市農林水産振興センター  
理事長 宛

申請者	住所 〒 - ※	
	ふりがな	年齢
	氏名	歳
	電話番号 ( ) -	
	携帯番号 ( ) -	
	※申請者住所が市外の方のみ(☑をつけ、勤務先の住所を記入してください。) 広島市内に勤務している <input type="checkbox"/> ( 区 町)	
	<減免対象>交付を受けているものに☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 原爆障害者章 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証 (減免の届けをされる方は、 <u>写しを添付</u> してください。)	

私は、広島市市民農園条例その他関係規程を遵守するとともに、これらに基づく職員の指示に従うことを約し、次のとおり農園の使用許可を申請します。

名称及び所在地 (申請する農園に☑をつけてください。)		
<input type="checkbox"/> 広島市見張市民農園 (広島市安佐北区白木町大字井原・小越)		
<input type="checkbox"/> 広島市三田市民農園 (広島市安佐北区白木町大字三田)		
<input type="checkbox"/> 広島市三国市民農園 (広島市安佐北区安佐町大字久地)		
区画の種類 (申請する区画に☑をつけてください。)	申請する区画数	申請する区画の番号
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 福祉	区画	-
使用期間 令和 7年 月 日 から 令和 8年 3月31日まで		

[緊急時、連絡できる方の連絡先をご記入ください。]

氏名	申請者との続柄	住所	電話番号

**注) 申請者は、太枠内のみ記入してください。**

以下は記入しないでください

## 広島市市民農園使用許可書

許可番号 令和7年度 第 号

上記の広島市市民農園使用許可申請については、次のとおり使用を許可します。

使用許可区画(場所) 区画番号 - (別図参照)	利用料金 円
特記事項	

令和 7年 月 日

(公財)広島市農林水産振興センター理事長

処理欄

収入年月日	令和 年 月 日	確認印
-------	----------	-----

広島市市民農園条例第6条第3項に基づき、下記の条件を付したうえで許可します。

記

1. この市民農園は、市民の方々に農業及び農村に関する理解を深めていただくとともに、相互交流の場として活用いただくために設置したものです。こうした趣旨をご理解いただき、コミュニケーションの輪を広げるなど、使用者全員が気持ちよくご利用いただける市民農園となるようご協力ください。
2. 使用許可区画（以下「使用区画」という。）では、営利を目的とした農作物の栽培はできません。また、栽培できる農作物は、野菜、草花とし、永年性の果樹、竹、樹木等は栽培できません。
3. 使用区画は、適正な管理を行ない、常に良好な状態に保ってください。雑草が繁茂し、他の使用者に迷惑を及ぼすなど、市民農園管理上支障があると認められるときには、使用許可を取り消す場合があります。  
また、作物の残さは、各区画内に埋めていただくか、お持ち帰りください（区画外に放置しないでください）。なお、見張市民農園については、リサイクル資源として堆肥化を図りますので残さ置き場に搬入することも可能です。使用区画周辺の園路の除草等、園内の美化に努めてください。
4. 管理棟等、施設の利用にあたっては、公共施設であることをご理解のうえ大切に使用いただくとともに農具の整理整頓、節水・節電等に努めてください。
5. 市民農園での盗難等の責任は負いかねますので、所持品及び所有物は自己管理してください。
6. 使用許可に基づく権利は他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
7. 使用許可申請書に記載の住所、氏名、電話番号に変更が生じた場合には、（公財）広島市農林水産振興センター農林部農林振興課（電話845-4347番）まで連絡してください。
8. 使用期間の中途において利用を取り止めようとするときは、使用中止届を提出してください。様式についてはお問い合わせください。
9. 使用期間の中途において、使用者の都合により利用を取り止め、又は使用区画が適正に管理されていない等の理由で本センターが使用許可を取り消した場合でも、利用料金は返還いたしません。
10. 使用期間の満了等により使用区画の利用を終了するときは、農作物等を取り除き原状に回復して返還してください。原状回復の際には、残さは区画内に埋めないでください。（満了日に原状回復されていない場合、回復に要する費用を請求することがあります。）
11. 市民農園を円滑に運営するため、申請書に記入された個人情報を広島市および農園の運営委員会等に対して情報提供することにご了解ください。なお、これ以外の目的で個人情報を使用することはありません。